

## 1 地球温暖化防止基本条例（仮称）の制定に向けた進捗状況について

環境生活部長

地球温暖化防止基本条例、現在、仮称でございますが、この条例についてお答えします。

地球温暖化は、議員ご指摘のとおり、世界共通の問題として、その解決に向けて、地域からも積極的に取り組んでいく必要があることから、これまでも「チェンジ・マイライフ」をスローガンに様々な対策に取り組んでまいりましたが、さらなる対策を推進していくため、新たな条例の制定を検討しているところでございます。

この条例では、京都議定書約束期間の終了後、すなわち 2013 年以降を見据えた長期の目標を設定することとし、県民、事業者、県等それぞれの責務を明確にしながら、一定規模以上の事業者に対し、CO<sub>2</sub>削減計画の提出などを義務づける事業者対策、本県の豊かな森林を活かしたCO<sub>2</sub>吸収源対策、化石燃料への依存からの脱却を図るため、太陽光発電など再生可能エネルギーの普及促進、未来を担う子どもを育てていくための環境教育の充実などを大きな柱として考えております。

これまで、5 圏域において県民との懇談会の開催、商工会議所や業界団体への訪問などにより多くの県民、事業者の方々に直接お会いしてご意見を伺ってまいりました。

今後、パブリックコメントなどを通じ、さらに多くの県民の方々の意見を伺いながら、条例の制定を検討してまいります。

障がい者に対する支援について

西藤副知事

まず障害者自立支援法に関する国への要望についてお答えいたします。

障害者自立支援法につきましては、現在、国において見直しが行われております。これは、この法律の施行当初から施行の3年後を目途として、実施状況等を鑑み、必要な措置を講ずることが予定されていたことに加え、関係機関や当事者などからの改正を求める強い声もあり、年度初めから社会保障審議会の障害者部会におきまして議論されております。

県におきましては、障がい福祉サービスの利用者、事業者などの現場の声に耳を傾け、利用者負担や障害程度区分の在り方、施設経営の安定化などにつきまして、制度の見直しを行うよう昨年度に引き続き、本年度におきましても国に対し働きかけてきたところであります。

県といたしましては、今後とも国における審議会での審議状況や、制度の改正の動向等を見守りながら、また市町村、利用者、事業者の方々等のご意見もお伺いしながら、障がい者の方々が安心して暮らしていけるよう、国に対し必要な意見要望を行ってまいりたいと考えております。

次に発達障がいに対する相談支援体制についてお答えいたします。

県では平成18年1月に希望が丘学園内に発達支援センター「のぞみ」を開設し、発達障がいに関する相談支援、発達支援を実施しておりますが、相談希望者の増加により、相談まで数か月待っていただいているという状況が続いておりました。

そのため、昨年度、「のぞみ」に相談員を2名増員するとともに、各圏域の拠点施設に発達障がい児支援について豊富な経験を持つ「発達障がい専門支援員」を配置する発達障害地域支援センター事業を、西濃圏域では本年の4月から、他の3圏域についてはこの10月から開始いたしております。

これによりまして、発達障がい児とそのご家族が地域の身近な機関で専門的な相談や療育支援を受けることができるようになりますとともに、「のぞみ」における相談待ちも概ね3分の1に短縮するなど改善しているところでございます。

今後も「のぞみ」を中核拠点といたしまして、圏域の発達障害者地域支援センター、地域の療育機関や教育機関との連携を強化し、地域における相談支援体制をさらに充実してまいりたいと考えております。

障がい者に対する支援について

(重度重複障がいの子どもたちに対するソフト面の充実について)

教育長

どんなに障がいが高くても、学校で学ばせたいという保護者の願いを受け、特別支援学校においては、子どもたちの可能性を少しでも広げ、それぞれの方法で挨拶に応えたり、自分の思いを伝えたりすることができるよう、人との関わりを大切にした教育を行っております。

障がいの重い子どもの中には、学校生活を送る上で、日常的に痰の吸引をしてもらったり、チューブを用いて流動食をとったりするなど、医療的な支援を必要とする子どももいます。このため、県では、平成14年から看護師を配置し、医師の指導のもと、一人一人の症状に応じた支援を行っております。

こうした支援体制を整えてきたことにより、従来、自宅で特別支援学校の訪問教育を受けてきた子どもの多くが、学校で友達と一緒に学習できるようになりました。県内においては、今年度、101人の子どもたちが、常時医療的な支援を受けながら学校で学んでおります。

今後も重度・重複障がいのある子どもたちが、安心かつ安全に学校生活を送ることができるよう、支援の充実に努めてまいります。

次に重症心身障がい児者に対する支援についてお答えいたします。

常時介護を必要とする重度の障がい児者に対する支援につきましても、個々のニーズに対応できるサービスを受けられる体制を整備することが必要でございます。

県におきましては、平成18年度に障害福祉計画を策定し、重度訪問介護や療養介護など重度の障がい児者に対するサービスについて平成23年度までの目標数値を定めるとともに、併せて重度訪問介護従事者の人材養成を行い、サービス提供基盤の確保を図っております。

現在、この障害福祉計画の見直しを行っておりますが、利用者のニーズを十分にふまえ、見直しをすすめてまいります。

また、県独自の取組みといたしまして、重症心身障がい児者が利用する施設の処遇向上のため、施設が職員を加配した場合の経費を助成するなどの支援を行っているところであります。

さらに今年度からは、訪問看護ステーションからの看護師等の派遣により、各圏域の重症心身障害児通園施設の医療的療育機能を拡充するとともに、施設に訪問相談員を置くな

ど、重症心身障がい児者とそのご家族に対する支援に努めております。

しかしながら、医療的ケアを必要とする重症心身障がい児者のご家族からは、医療的ケアが可能な医療機関等でのショートステイや日中預かりのサービスについて、充実してほしいとのご意見を伺っております。

県といたしましても常時介護が必要な重症心身障がい児者のためのこうしたサービスの充実は大きな課題であると認識いたしております。

今後は、サービスを行う医療機関等を確保するため、報酬単価を含めた制度運用について適切に措置するよう引き続き国に提案してまいりますとともに、圏域ごとに設置しております障害者自立支援推進会議におきまして、医療機関等に実施を働きかけてまいりたいと考えております。

さらに、市町村、医療機関、障がい福祉サービス事業者等に協力を求めつつ、現場の実態を把握したうえで、サービス充実に向けた具体的な促進策を検討してまいりたいと考えております。